

令和5年度 事業評価シート

所属名	建設局道路部 道路建設課
-----	--------------

1. 基本情報

事業名称	歩道環境整備費（バス停留所）	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（第10条） ②移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（第18条） ③船橋市が管理する道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（第18条） ④バス停留所施設整備基本計画（H27.3）（以下「基本計画」という。）	
事業開始年月日	平成27年4月1日	
最終改正年月日	実施根拠④について、当初から改正なし	
事業目的 (実現・達成したいこと)	①高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進 ②路線バス利用者のバス待ち環境の改善	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	乗合自動車（路線バス）停留所に上屋、ベンチ、スツールを設置する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	路線バス利用者のバス待ち環境を改善するため、平成26年度に都市計画課が「バス停留所施設整備基本計画策定業務委託」を発注し、基本計画を策定した。平成27年度から基本計画に基づき道路建設課が整備を開始した。なお、基本計画で定められたバス停留所の整備は完了しており、現在は市民要望に基づき整備を行っている。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	基本計画に基づき、優先順位が高く、かつ隣接地権者から同意が得られたバス停留所から工事着手していった。基本計画に基づく整備が完了した後は要望に基づく整備を行っている。なお、各年度の工事件数は以下のとおりである。 H27：7工事、H28：5工事、H29：5工事、H30：1工事、R1：1工事、R2：1工事、R3：2工事	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	市道（駅前広場含む）にある路線バス停留所	バス待ち施設（上屋、ベンチ、スツール）を整備するための工事・委託を発注し、監督する。

2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	2,500	5,000	4,500	5,000
	うち一般財源	2,500	5,000	4,500	5,000
	決算(見込)額	3,335	3,896	6,070	299
対象者数・ 交付件数など	上屋	1箇所	1箇所	1箇所	0箇所
	ベンチ	1箇所	2箇所	3箇所	0箇所
	スツール	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	11月～3月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	設計・積算1か月、契約事務1か月、工事準備1か月、施工管理・検査2か月				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	1人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所管課	建設局道路部 道路建設課
事業名称	歩道環境整備費（バス停留所）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の在り方	<ul style="list-style-type: none">・他市ではバス事業者が自身で停留所の整備を行うことが一般的であり、市が整備している場合でも駅前広場等に限定されている。・一方、船橋市ではH26年度に定めたバス停留所施設整備基本計画に基づく整備は完了しており、現在は市民の要望等に基づいた整備を行っている。	<ul style="list-style-type: none">・基本計画で定めた整備はすでに完了していることから、事業を廃止する。・今後は市民要望に基づき、構造基準を満足し、周辺居住者の同意が得られた場合には個別に整備を検討していく。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の在り方	-	-